

法務省矯総第2595号  
平成28年8月22日

一般社団法人 日本建築学会  
会長 中島 正愛 殿

法務省矯正局長  
富 山 聡

奈良少年刑務所赤れんが建造物の保存・活用について  
貴学会におかれましては、平素から、矯正施設の運営に御理解と御協力を賜り、  
厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、昨年6月10日付け建学発2015-第0069号をもって、  
法務大臣宛てに奈良少年刑務所の保存に関する御要望を頂いておりますところ、  
今般、本年度末をもって奈良少年刑務所における受刑者の収容業務を停止し、同所  
の赤れんが建造物を保存・活用していく方針を決定いたしました。

今後は、文化庁等の協力を得ながら、PFI手法を利用し、同建造物を活用しな  
がら保存する方策を検討していくこととしております。

つきましては、その方策を検討するに当たって、学術的観点から貴学会の御助言  
を賜わりたく、御協力方、何とぞよろしくお願い申し上げます。